

★産前産後期間の届出をすると国民年金保険料が免除されます！

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除となるには届出が必要です。お近くの年金事務所または市保険課（6番窓口）で手続きをお願いします。

【対象となる方・届出時期】

- ・国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方が対象です。
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます）
- ・出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

【保険料納付が免除される期間】

- ・出産予定月または出産月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。
（多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間）
- ・すでに該当期間分の保険料を納付している場合には、保険料を後日お返しします。
- ・産前産後期間も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

【届出に必要なもの】

母子健康手帳、マイナンバーカード（お持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類および本人確認ができる書類を提示してください）

《浜田年金事務所 出張年金相談》

相談日 5月9日(火)・23日(火)
相談場所 市立市民学習センター 104 研修室
相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《浜田年金事務所 手話による年金相談》

相談日 5月25日(木)
相談場所 浜田年金事務所
相談時間 13:00～16:00

☆要予約 5月17日(火)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

（記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間）



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。

令和5年度 広告入り窓口封筒の募集

新たな財源確保と地域経済の活性化を目的とする益田市広告収入事業の一環として、市民課等で発行する証明書の持ち帰り用として企業等の広告入り窓口封筒の広告主等を募集します。

〈広告枠〉 市民課等で発行する証明書の持ち帰り用封筒
市が指定する大きさとする

〈広告内容〉 「益田市広告収入事業広告掲載基準」に基づく

〈規格〉 ・角形2号封筒（相当と認められるものも可）

・長形3号封筒（相当と認められるものも可）

〈紙質〉 古紙配合再生紙

〈提供枚数〉 1業者における提供枚数の制限なし

（協議により決定）

〈設置期間〉 8月1日～令和6年7月31日

〈設置封筒〉 広告主等が作成

〈募集締切〉 5月19日(金)



※詳しくは、市ホームページでご確認ください

【問い合わせ先】 市民課 ☎ 31-0222



「手話」をやってみよう！

【今月の手話】 甘い・砂糖



手のひらをひらいてくちもとも持っていき、クルンクルンと2回ほどまわす。

【問い合わせ先】

市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ㊚ 31-8120